

会則

第1条 定義

本会則によって定める条項は本スクールの会員並びに本スクールに入会しようとする者に適用されるものとする。

第2条 目的

本スクールは、本スクール会員が本スクールのサービスを利用し、心身の健康維持、健康増進、技術の習得、及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 運営管理

本スクールは、「ビルブリッジ株式会社」（以下、会社という）が管理運営を行う。

第4条 会員制度

- 1 . 本スクールは会員制とする。
- 2 . 会員の本スクールサービスの利用範囲・条件ならびに特典については別に定める。
- 3 . 会員は、本スクールサービスを利用する場合、会員証を提示しなければならない。会員のみが使用できる。
- 4 . 会員は、本スクールの会員資格を他の者に譲渡できない。また、本スクールの会員資格は相続できない。
- 5 . 会員証を紛失・棄損（きそん）または消失した者は、すみやかにその旨を届出し、再発行手続きをとるものとし、原則として所定の発行料を支払わなければならない。

第5条 入会資格

入会資格を有するものは以下の条件をみたすものとする。

- ① 当該クラス所定の年齢以上であり、本会則及び諸規則を遵守できる者
- ② 本スクールに入会しようとする者が、未成年者の場合、その親権者が同意していること
- ③ 本スクール所定の同意書提出により、本スクールのサービスの利用に堪え得る健康状態であることを自らの責任のもとに会社へ申告できること
- ④ 会社が本スクールの利用者としてふさわしくないと認めないこと

第6条 入会手続き

- 1 . 本スクールに入会しようとする者は、本会則に同意した上で、諸契約を会社と締結しなければならない。
- 2 . 本スクールに入会しようとする者は、所定の申込書により入会申込を行い、会社の承認を得た上、入会金及び登録料を会社に支払い、入会手続きを完了させなければならない。
- 3 . 本スクールに入会しようとする者は、所定の同意書を会社に提出して、本会則及び諸規則を遵守することなどに同意するとともに、諸サービスを利用するに堪え得る能力を有し、かつ諸サービスを独立して利用するに堪え得る健康状態であることを申告しなければならない。
- 4 . 未成年者が入会しようとするときは、所定の書類により親権者の同意を得た上で、申し込むものとする。この場合、親権者は自らの会員資格の有無にかかわらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負担するものとする。

第7条 入会金・登録料・利用料

- 1 . 入会金、登録料、会費及び利用料（以下、諸費用という）は別に定める
- 2 . 一旦納入した諸費用は、理由の如何を問わずこれを返還しない。

第8条 会員資格

第6条の手続きが完了し、本スクールが発行する会員証を受領した時点において、会員資格を取得したものとする。

第9条 諸規則の順守

- 1 . 会員は、本スクールのサービスの利用にあたり、本会則及び諸規則を遵守しなければならない。
- 2 . 会員は、本スクールのサービスの利用にあたり、本スクールのスタッフの指示に従わなければならない。
- 3 . 会員は、本スクールのサービスの利用にあたり、スクール内の秩序を乱す行為をしてはならない。
- 4 . 会員は、集会、演説、勧誘、文書類の配布及び指示その他、これらに類する行為をしてはならない。

第10条 届出義務

会員は次の各号の定める事由が生じた場合、直ちに会社に対して書面によりその旨を届出なければならない。会員がこの届出を怠ったことにより、会員に損害が生じた場合、会社は、当該損害について一切の責任を負わず、かつこれによって生じた会社の損害については、会員が会社に対して当該損害を賠償しなければならない。

- ①退会 ②会員の氏名、住所、電話番号の変更 ③受講コースの変更 ④第11条（利用の禁止）各号に規定する事由に該当する理由

第11条 利用の禁止

次の各号に該当する場合は、サービスの利用を禁止する。

- 1 . 伝染病、その他他人に伝染するまたは感染するおそれのある疾病を有する者
- 2 . 飲酒、薬物を使用している者
- 3 . 医師から運動を禁止されている者
- 4 . 一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く病気にかかっている者
- 5 . 諸サービスを独立して利用するに堪え得る能力を備えていないか、または諸サービスを独立して利用するに堪え得る健康状態に無い者
- 6 . 他の利用者に対し、著しく不安感や不快感を与えると会社が判断した者
- 7 . 妊娠中の者
- 8 . 暴力団、反社会的な組織に所属している者
- 9 . 刺青のある者（他人に威圧感を与える者を対象とし大きさ、デザイン等を確認の上、会社が判断する）
- 10 . その他、正常にサービスを利用ができないか、またはふさわしくないと会社が判断した者

第12条 損害賠償責任免責

- 1 . 本スクールサービスの利用中、会員の責に帰する事由により会員自身が受けた損害に対して、会社は、その当該損害に関する責を負わない。
- 2 . 本スクールの利用に際して、金品等の盗難、または紛失により会員が損害を被った場合、会社は会社に重過失があった場合を除き、当該損害について何等の責任を負わないものとする。

第13条 会員の損害賠償責任

会員が本スクールサービスの利用中、会員の責に帰する事由により、会社または第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する責を負うものとする。

第14条 肖像権

会員は、その肖像権の一切をビルブリッジ株式会社に帰属させることを承諾するものとする。また当スクールのサービス利用中に撮影された写真、動画について、次のように当社が利用することを承諾する。

- ① 当社ホームページ、Facebookページ等WEB媒体
- ② 当社作成の動画
- ③ 当社作成の広告、チラシ等印刷物

第15条 会員資格喪失

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員権如何なる権利をも喪失するものとし、会社に対して速やかに会員証を返還しなければならない。但し、会社は、諸費用を返還しない。

- ① 会員の都合により退会を申し出し、会社がそれを承認した場合
- ② 第15条より除名された者
- ③ 会員本人が死亡した場合
- ④ 経営上やむを得ない理由により本スクールが閉鎖した場合

第16条 会員除名

会員が次の各号に該当する場合、会社はその会員を本スクールから除名することができる。

- ① 本スクール会則または諸規則に違反した場合
- ② 本スクールの名誉を傷つけ、秩序を乱し、本スクールの会員としてふさわしくない行為をした場合
- ③ 諸費用の支払を怠った場合
- ④ 法令に違反する、または社会通念上やマナーに基だしく欠ける行為があった場合
- ⑤ 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合
- ⑥ その他、本スクール会員としてふさわしくないと本クラブ認めた場合

第17条 施設の一時的閉鎖・一時的休業

次の場合、会社は、スクールの全部または一部の閉講、もしくは休講ができる。その場合、本スクールは事前にその旨を告知する。

ただし、これにより会員の諸費用の支払いが軽減されたり、免除されることはない。

- ① 気象災害、その他外因的事由により、会員の安全確保の必要があると判断した場合
- ② 施設の整備、修繕、または、点検等が必要と判断した場合
- ③ 定期休業等による場合
- ④ その他、重大な理由によるやむを得ない事情が発生した場合

第18条 費用等の変更・運営システムの変更

- 1 . 会社は、必要と判断する場合、本会則に基づいて会員が負担するべき諸費用及びサービス運営システムを変更することができる。
- 2 . 前項の変更の場合、会社は1か月前までに全会員にこれを告知する。

第19条 会則の改定

会社は、会則及び諸規則の改定を行う事ができる。この場合、会社は事前に全会員に告知するものとし、改定日を持って改定された会則及び諸規則の効力を全会員に及ぶものとする。